

会津若松市議会の視察について（参考）

1 会津若松市について

- ・人口 126,814 人，世帯数 49,805 世帯（平成 22 年 6 月 1 日現在）
- ・面積 383.03km²
- ・議員定数 30 人
- ・福島県の西部に位置し，磐梯山や猪苗代湖など豊かな自然に囲まれ，自然景観に恵まれている。主な産業は，観光，酒，漆器，I C 関連，I T 関連。
- ・江戸時代に会津松平藩の城下町として発展。戊辰戦争の際の白虎隊の悲劇は有名。
- ・内陸盆地特有の気候で，夏は日中 30 を超えるなど蒸し暑くなる。

2 会津若松市議会の取り組みについて

議会改革・議会基本条例をテーマとする視察件数
平成 20 年度...63 議会，平成 21 年度...約 146 議会

(1) 議会基本条例制定の経緯

平成 19 年 7 月に議長の諮問機関として「議会制度検討委員会」を設置し，議会基本条例の検討を進め，平成 20 年 6 月に議会基本条例を制定した。

（特徴）

- ・検討委員会に公募市民や学識経験者を加えたこと。
- ・経営戦略上のツール（SWOT 分析）のフレームを活用し，議員間で共通理解を持って検討を進めたこと。

強み（Strengths），弱み（Weaknesses），機会（Opportunities），脅威（Threats）を判定し，経営課題を導き出す事業分析法。

(2) 議会基本条例の概要及び特色

「市民参加を礎として，議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ，論点や課題を明らかにし，意見を集約する」とする前文と 22 条で構成されている。

- ・市民意見を起点とした政策形成サイクル（前文及び第 2 条）
- ・各派代表者会議の条例化（第 4 条第 4 項）
- ・議決責任の明確化（第 8 条）
- ・議員間討議（第 12 条）
- ・政策討論会（第 13 条）等

(3) 市民との意見交換会を起点とした政策形成サイクル

平成 20 年 6 月に広報広聴委員会を立ち上げ，8 月には条例に基づく「市民との意見交換会」を開催している。市民の意見から課題を設定し，議員による「政策討論会」で合意形成を目指すという「政策形成サイクル」の確立に取り組んでおり，全国的な注目を集めている。

(4) 議員間討議重視の議会運営

条例 12 条に議員間の討議による合意形成の規定を置き、平成 21 年 6 月定例会より、常任委員会において議員間討議を試行している。

条例 12 条 2 項には「議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。」と規定されている。

(5) 議員活動と議員報酬等との関連性及びあり方に関する研究（議会制度検討委員会）

平成 21 年 1 月に「政策討論会」の下部組織として「議会制度検討委員会」を設置し、以来、この間、山梨学院大学 江藤俊昭教授の指導による政策研究も含め、13 回にわたる委員会を開催してきている。

検討は 議会活動の範囲、議員活動（議員職務）の定義、議員報酬、政務調査費、議員定数の 5 項目を対象としている。